

補正箇所は、下線の通りです。

2 業務委託料の積算

(1) 建設コンサルタントに委託する場合

イ 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方法により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

ロ 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。

(ロ) 直接経費

直接経費は、1の(2)のイの(ロ)の各項目について実費を積算し、旅費交通費については各機関の規程に準じて積算する。

1の(2)のイの(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(ハ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \quad / (1 - \quad)$$

ただし、 は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \quad / (1 - \quad)$$

ただし、 は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [\{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

(2) 個人(建設コンサルタント以外の個人をいう。)に委託する場合

(諸謝金による場合を除く。)

(1)と同一の方法により積算する。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。